

## 公認柔道指導者資格 受講年度ごとの認定年度、有効期間および更新期限について

## ●平成23～24年 移行措置認定者

受講年度	認定年度	資格	有効期間	更新期限	更新方法
平成23～24年度	平成25年度	A指導員	4年間	平成28年度末 (平成29年3月31日)	都道府県が開催／指定する更新講習会を1回受講 *2回目の更新からは受講ポイント制となる
		B指導員			
		C指導員	3年間	平成27年度末 (平成28年3月31日)	

## ●講習会を受講し、検定試験に合格し資格を取得された方

受講年度	認定年度	資格	有効期間	更新期限	更新方法
平成25年度	平成26年度	C指導員	2年間	平成27年度末 (平成28年3月31日)	都道府県が開催／指定する更新講習会を1回受講 *2回目の更新からは受講ポイント制となる
平成26年度	平成27年度	C指導員	4年間	平成30年度末 (平成31年3月31日)	更新は受講ポイント制(6ポイント)
平成27年度	平成27年度中	A指導員	4年間	平成31年度末 (平成32年3月31日)	更新は受講ポイント制(10ポイント)
		B指導員	4年間	平成31年度末 (平成32年3月31日)	更新は受講ポイント制(10ポイント)
		C指導員	4年間	平成31年度末 (平成32年3月31日)	更新は受講ポイント制(6ポイント)
		準指導員	2年間	平成29年度末 (平成30年3月31日)	更新は受講ポイント制(2ポイント)
平成28年度	平成28年度中	A指導員	4年間	平成32年度末 (平成33年3月31日)	更新は受講ポイント制(10ポイント)
		B指導員	4年間	平成32年度末 (平成33年3月31日)	更新は受講ポイント制(10ポイント)
		C指導員	4年間	平成32年度末 (平成33年3月31日)	更新は受講ポイント制(6ポイント)
		準指導員	2年間	平成30年度末 (平成31年3月31日)	更新は受講ポイント制(2ポイント)
平成29年度	平成29年度中	A指導員	4年間	平成33年度末 (平成34年3月31日)	更新は受講ポイント制(10ポイント)
		B指導員	4年間	平成33年度末 (平成34年3月31日)	更新は受講ポイント制(10ポイント)
		C指導員	4年間	平成33年度末 (平成34年3月31日)	更新は受講ポイント制(6ポイント)
		準指導員	2年間	平成31年度末 (平成32年3月31日)	更新は受講ポイント制(2ポイント)

## \* ご注意ください

- ①平成27年度末に更新を迎えた方は、次の有効期間は4年間で、更新期限は平成31年度末(平成32年3月31日)となります。
- ②平成28年度末に更新を迎えた方は、次の有効期間は4年間で、更新期限は平成32年度末(平成33年3月31日)となります。
- ③平成29年度末に更新を迎える方は、次の有効期間は4年間で、更新期限は平成33年度末(平成34年3月31日)となります。